

## 教育長の臨時代理による事務処理の指示について

### 1 指示する内容

以下の条例及び規則の一部改正手続きについて、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第2条第1項第2号の規定に基づき、教育長の臨時代理による事務処理を指示する。

- (1) 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例
- (2) 中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則
- (3) 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例
- (4) 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則

### 2 制定する内容及び指示する理由

別紙1のとおり。

### 3 今後の予定

|       |           |                       |
|-------|-----------|-----------------------|
| 11月下旬 | 区議会第4回定例会 | 条例案を提案、議決後改正規則の制定     |
| 12月1日 | 教育委員会定例会  | 教育長の臨時代理による事務処理の実施の報告 |

## 教職員給与改定に伴う条例及び規則の一部改正手続きについて

### 1 制定する内容（現時点での見込み）

以下の条例及び規則の一部改正手続きについて、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第2条第1項第2号の規定に基づき、教育長の臨時代理による事務処理を指示する。

#### (1) 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例

- ・全職員の給料表を改定（令和5年4月1日遡及・再任用（定年前・暫定）職員を含む）
- ・管理職員の期末手当の改定（令和5年12月期・令和6年度）
- ・勤勉手当の支給総額の改定（令和5年12月期・令和6年度）

#### (2) 中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則

- ・勤勉手当の支給月数の改定（令和5年12月期・令和6年度）

#### (3) 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例

- ・給料表の改定（令和5年4月1日遡及）
- ・勤勉手当の支給総額の改定（令和5年12月期・令和6年度）

#### (4) 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則

- ・勤勉手当の支給月数の改定（令和5年12月期・令和6年度）

### 2 指示する理由

令和5年特別区人事委員会給与等勧告に伴う上記給与改定の手続に当たっては、職員団体交渉妥結後、教育委員会において条例改正手続の議決及び区長に対する区議会への議案の提出依頼を行い、区長が当該議案を区議会へ提出し議決を経る必要がある。また、議決後、特別区人事委員会の承認を経た上で、教育委員会において規則の一部改正の議決を行う必要がある。本件においては、職員団体交渉妥結の具体的な日時が不確定であること、妥結後、速やかに条例及び規則の改正手続を行わなくてはならないことから、本件事務処理について、教育長が臨時に代理することを教育委員会としてあらかじめ指示する必要がある。

### 3 令和5年特別区人事委員会給与等勧告の概要

#### (1) 月例給

前年度は、初任給と若年層の職員給与のみを改定していたが、本年度は若年層に重きを置きながらも中高年層にも一定の改善が及ぶよう給料表を改定。令和5年4月1日に遡及する。

上記の主旨から、再任用（定年前短時間勤務・暫定）職員も給料表を改定する。

#### (2) 特別給（期末手当・勤勉手当）

年間の特別給の支給月数を0.1月引き上げる。

支給月数の引き上げ分については一般職員は勤勉手当に割り振り、管理職員は期末手当・勤勉手当にそれぞれ0.05月分を均等に割り振る。引き上げ分は今年度は12月期期末勤勉手当にて支給し、令和6年度は6月期と12月期の支給月数を均等にする。

#### (3) 実施時期

給料月額額の改定は令和5年4月1日から、12月支給の手当て改定は改正条例施行の日から、令和6年度以降の手当支給月数に関する事は令和6年4月1日から実施する。

#### 4 中野区立小学校及び中学校教育職員の給料月額改定について

特別区人事委員会の勧告とは別に、小中学校の任期付短時間勤務教育職員の月例給は、東京都教育職員の給与水準に合わせている（都教育職2級9号大卒初任給を基準としている。週4日の短時間勤務であるため当該額の5分の4を給料月額に設定）が、令和5年10月13日に行われた令和5年東京都人事委員会給与等勧告において月例給の引き上げ改定の勧告が行われ、職員団体交渉を経て妥結に至った。

これに基づき任期付短時間勤務教育職員の現給料月額161,520円を168,320円に改定する。なお、給料月額以外の改定は特別区の職員団体交渉妥結を待つ必要がある。